

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

有限会社 安藤建設
熊本市南区富合町田尻字戸崎前388番4

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 9 月 8 日～令和 8 年 11 月 7 日（2ヵ月）

九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

3 指名停止理由

有限会社安藤建設は、熊本県発注工事において、虚偽の実務経験証明書を提出し、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない主任技術者を配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年7月29日、国土交通省九州地方整備局長から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止22日間）を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内